札子企第 755-2 号 令和 4 年(2022 年) 7 月 28 日

児童クラブ利用児童保護者 各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準の変更について

日ごろより、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件に関しまして、現在の学校の取扱いや保護者の就労への影響等を考慮し、別添のとおり、児童会館等の利用停止等の基準について、変更いたしましたので、ご連絡いたします。

記

1 利用停止等の基準について (令和4年3月31日からの変更は下線部分です) 【変更点】

ウ 児童が濃厚接触者の利用について、「<u>外出自粛(待機)期間</u>が終了するまでの間、 利用できません。」と変更。

※ 令和4年7月22日より付厚生労働省事務連絡により、濃厚接触者の外出自粛(待機)期間について「陽性者と最終接触した翌日から5日間(2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目)」に短縮されました。

担当:札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989